

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立五日市小学校長

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめについて以下のように定義をしている。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条平成25年9月）

この定義に基づいて「いじめ」についてとらえて対応をしていくが、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事情の調査を行い、児童の被害性に着目して「いじめ」に該当するかどうかを判断する。また、児童から「いじめ」にかかわる訴えがあった場合は、この定義にこだわることなく、真摯に児童の訴えを聞き、対応していく。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 特別支援教育の推進を図り、児童一人一人を大切にされた指導をとおして、児童の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。
- 「活発な教育活動、楽しい学校生活のあるところにいじめはない」と考え、より充実した学校経営の実現にあたる。

2 組織（4つの段階との関連）

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、主幹教諭（生活指導主幹、教務主幹）特別支援教育チーフコーディネーター等による「経営支援部内（いじめ対策委員会）」を中心に、組織的に対応する。
- 重大事態が発生した場合には、上記「いじめ対策委員会」にスクールカウンセラーやスクールサポーター（五日市警察署）、PTA会長を加えた「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

ア 前年度の「いじめ」の実態

長期欠席や不登校につながるような目立った「いじめ」は確認していない。友達同士のトラブルや争いはあったものの、児童、担任による話し合いで解決できるものが多かった。

イ 前年度の成果と課題

毎週水曜日に児童理解朝会を設定したことで、課題のある児童やクラス、学年への共通理解ができ、組織的な取組へとつながった。東京都道徳教育推進拠点校の指定を受け、道徳教育の充実を校内研究の中心として位置づけたことで教員の意識が高まり、心の教育へとつながった。またスクールカウンセラーによる全員面接（小学5年）を行い、児童の悩みやトラブルを未然に解消することができた。

毎月22日を「いじめについて考える日」（ニコニコの日）と位置づけているが、十分に定着

している反面、マナー化を防ぐためにも、新たな取組みや、見直しも検討していく時期とも感じる。

(2)未然防止

- いじめ撲滅三原則の徹底を図り、いじめの未然防止に努めるため、以下の手立てに取り組む。
 - ・ 児童の居場所づくり、自己有用感の育成に重点を置いた学級経営を推進する。
 - ・ 毎週水曜日開催の児童理解朝会や学期ごとに生活指導全体会を実施し、児童理解の機会を定例化し、全教員が共通理解の下で、指導にあたる。
 - ・ 巡回相談の活用、幼保小中の連携、教員補助員の活用を特別支援校内委員会の中で検討し、常に組織的な対応ができる体制を維持していく。
 - ・ 道徳教育、人権教育、情報教育（インターネットの利用）等の充実を図り、児童の心の醸成を図る。
 - ・ 「いじめをなくそう『子ども会議』」に向けた取組や小中連携あいさつ運動等の実施を通して、児童会・特別活動の取組と連携した活動を充実させる。
 - ・ 毎月22日を「いじめについて考える日」（ニコニコの日）と位置づけ、いじめに関する授業や講話の実施、「いじめ撲滅三原則」を振り返る日として、いじめに対する意識を常に児童がもてるよう指導していく。
 - ・ スクールカウンセラーを活用し、個への対応とともに、校内組織としての対応が推進できるようにする。
 - ・ SOSの出し方に関する教育を、第5学年に位置付け実施し、自殺防止をはじめ、いじめや不登校の予防的指導の充実を図る。
 - ・ 学校評価や学校公開等で情報を発信し、保護者、地域との連携を推進する。
 - ・ 必要に応じて関係諸機関（主任児童委員、民生委員、子ども家庭支援センター、五日市警察署、児童相談所等）との連携図っていく。

(3) 早期発見

- 6月、11月のふれあい月間の取組としてアンケートの実施、必要に応じた児童・保護者との面談を実施する。
- スクールカウンセラーによる全員面接（小学5年）を行い、早期対応に役立てる。
- 学級集団アセスメントを実施し、集団としての実態を把握していく。
- 学級や発達段階に応じて、日記、相談箱等の活用を図り、児童の心の悩みにも早期に対応する。
- 児童理解の場として、特別支援校内委員会や、児童理解朝会、生活指導全体会を定例化し、児童教職員間の情報共有の取組（管理職への報告）を行う。
- 保護者・地域との連携した取り組みができるよう、相談体制を整備するとともに、保護者・地域への協力、啓発等の情報発信を行う。

4 早期対応

- いじめの判断のために、事実の確認、定義との比較を行い、迅速、早期対応を行う。
- 初期対応は、迅速、丁寧、誠実に行い、校内組織だけでなく、保護者、関係機関との連携を図る。
- 被害児童、加害児童への対応（懲戒）について、状況を正確に把握し、関係機関との連携を図りながら適切に行っていく
- 被害児童の保護者、加害児童の保護者へは、常に丁寧な対応を心がける。
- 教育委員会への報告は迅速に行い、必要に応じて警察等を含めた関係機関への通報及び連絡・連携を図っていく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめ防止対策法」第28条に基づき、次のいずれかに該当する場合を指す。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第28条第1項第1号）。

- (例) ア 児童・生徒が自殺を企図した場合
イ 心身に重大な障害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第28条第1項第2号）。

・「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、児童の状況等に応じて学校の判断により迅速に調査を始める場合もある。

(2) 重大事態に対する対応

いじめへの対処と同種の事態の再発防止のため、次のような対応を行う。

- ア いじめられた児童の安全の確保
イ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
ウ 関係機関、専門家等との相談及び連携
エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察との連携
オ 事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力

(3) 重大事態の調査を行うための組織

学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処と同種の事態の再発防止のために、次の組織が調査を行う。

- ア 学校いじめ対策委員会は、事実関係の確認のために調査を行う。
イ あきる野市教育委員会いじめ問題対策委員会は、事実関係を明確にするための調査と重大事態への対応策といじめの再発防止策を検討する。
ウ あきる野市いじめ問題調査委員会は、上記調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

6 「SNS 東京ルール」「SNS あきる野ルール」の活用

- 「SNS 東京ルール」や「SNS あきる野ルール」について、職員間での理解を深め、本校の実態と合わせ、児童や家庭にどのような働きかけがより有効か検討する。保護者会やお便り等では「SNS ルール」について話題にし、「SNS 五日市小ルール」も提案していく。

7 その他

(1) 評価について

- 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
○ 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的実施し、経営支援部内「いじめ対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

(2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
○ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施させる。
○ 職員会議で毎回テーマを決めた管理職による講話や学年ごとに協議をする場を設定する。
○ 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導させる。

(3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
○ 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
○ 年4回の保護者会にて情報交換を行う。
○ 個人面談で児童の様子を聞き取る。
○ 道徳授業地区公開講座を10月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。

(4) 年間計画

月	教員・SCの取組	児童会の取組	保護者・地域との連携	教員研修 評価	学校行事
4	授業観察		いじめ対策の説明【保護者会】		ニコニコの日
5	SCによる全員面接			生活指導全体会（児童理解）	ニコニコの日 運動会
6		小中連携あいさつ運動 児童会集会	地域訪問		ニコニコの日
7		「いじめをなくそう」子ども会議	学校評議員会 保護者会 個人面談	取組アンケート実施(1)	ニコニコの日
8				生活指導全体会（児童理解）	
9	授業観察				ニコニコの日
10		小中連携あいさつ運動			ニコニコの日 道徳授業地区公開講座
11		児童会集会		生活指導全体会（児童理解）	ニコニコの日 学芸会
12			学校評議員会 保護者会	取組アンケート実施(2)	ニコニコの日 学校評価アンケート
1			青少健もちつき会		ニコニコの日
2	授業観察				ニコニコの日
3		小中連携あいさつ運動	学校評議員会 保護者会	取組アンケート実施(3)	ニコニコの日